

委員 長 報 告 書

さる 9 月 11 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 11 号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について

議案第 12 号 橋本市訪問看護ステーションに勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について

議案第 13 号 橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について

議案第 14 号 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について

議案第 15 号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

を審査するため、9 月 12 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 11 号、第 12 号及び第 13 号は、正規職員以外の嘱託職員や臨時職員の賃金に関して、現在運用している規程や要綱を廃止し、任用形態ごとに橋本市民病院、橋本市訪問看護ステーション、及びこれら以外の部署に勤務する職員にそれぞれ区分し、賃金の額や支給方法等の基本的事項を条例として新たに定めるものである。これは、職員の給与の額及び支給方法は、常勤、非常勤などの勤務形態に関わらず、条例で定めなければならないと地方自治法に規定されているため、規則等に委任することは許されない、との判断が最高裁判所において示されたことによるものである。

委員から、条例化に伴い、現行の賃金額に変更があるのか、また賃金表において、一般事務（技術）職の補助業務等に従事する者、専門的知識を必要とする業務に従事する者、特に高度な専門的知識等を必要とする業務

に従事する者との3区分について、どのような基準があるのか とのただしがあり、現在運用中の規程等をそのまま条例化するもので、賃金額に変更はない。採用する職種の労働市場における給与水準を考慮し、いずれの区分に該当するのか個別に判断している との答弁がありました。

議案第14号は、多様化、高度化する行政ニーズに対応するために多様な任用勤務形態を確保する必要があることから、一定期間内に終了することが見込まれる業務や一時的に業務量の増加が見込まれる業務に従事する者、育児休業中や介護休暇等の部分休業中等の職員の代替として従事する者等を、一定の期間内において採用することを新たに定めるものである。

委員から、定年退職後に年金を満額受給するまでの一定期間再雇用している職員の位置づけについて ただしがあり、本条例に規定する一般職の任期付職員や橋本市職員の再任用に関する条例に規定する再任用ではなく、議案第11号等で規定する一般職非常勤嘱託職員として採用している。この採用の場合、職員定数に含まずに運用できる との答弁がありました。

高度な専門的知識経験を有する者の採用について、債権回収業務を行う部署を新設した場合、弁護士の雇用が考えられるがどうか。また、過去において本市に専門的知識経験者が採用されていたか とのただしがあり、和歌山市と三重県名張市においては、弁護士を雇用し、特定任期付職員の給料表における3号級を支給していることを確認している。本市では過去に一級建築士資格を持つ職員を採用していたが、現在はいない との答弁がありました。

特定任期付職員の給料額と一般非常勤嘱託職員や臨時的任用職員の賃金額とに大きな差があることについて ただしがあり、嘱託職員等については、勤務時間が正規職員と比べ少し短い雇用形態となっていること、特定任期付職員については、一定期間内において、正規職員と同等かそれ以上の能力が求められ、高い賃金と身分保障により採用できるよう規定しているためである。給料額等については、国の基準に基づいて定めている との答弁がありました。

議案第 15 号は、議案第 14 号の制定に伴い、橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例と橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正し、再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規定を追加するとともに、議案第 11 号、第 12 号、第 13 号の制定に伴い、橋本市職員の給与に関する条例における臨時職員等の給与の額に関する規定を削除するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。